

京都ユニバーサルツーリズム普及促進事業企画・運営業務委託仕様書

1 委託業務名

京都ユニバーサルツーリズム普及促進事業企画・運営業務

2 目的

京都観光の質の向上と受入環境の整備のため、国内観光客、修学旅行生、外国人観光客はもとより、高齢者や障害のある方など、誰もが京都の観光を楽しむことができる京都観光の実現を図る。

3 京都ユニバーサルツーリズム普及促進事業の概要

(1) 京都洛ラクあんしん車いすレンタル制度（以下「車いすレンタル制度」という。）

事業者に車いすレンタル拠点としての機能を担ってもらい、普段は車いすを利用していないが、観光や散策には車いすを利用したい方等に対し、無料で車いすの貸出を行う。

また、新たなエリアでのレンタル拠点の開設協力を得るなど利便性の向上に向けた取組を実施する。

(2) 京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ制度

高齢者や障害のある方等の個別のニーズに対応した相談業務及び発注者が推進するユニバーサルツーリズムの取組に対するアドバイス等を行う京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ制度を運営する（以下、京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュを「コンシェルジュ」という。）。

より利用し易く満足度の高い制度となるよう運営に当たっては、ホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」等でのコンシェルジュの紹介や、年に1回以上、コンシェルジュの意見を聞く会議等を実施する。

(3) ホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」

モデルコースや観光施設等のバリアフリー情報等の情報発信を行う。

また、より魅力的で、見やすく使いやすいものとなるよう、追加調査等を実施し、情報の更新等を実施する。

(4) 講習会等

ユニバーサルツーリズムに関する講習会の開催やコンシェルジュ制度の周知等を行う。

4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 委託業務の内容

委託業務の実施に当たっては、事務局として全体の進行管理や事業者との連絡調整等を行うこと。

予算には、現在使用しているサーバー及びドメインの維持管理費・更新費（1年間 105,996円（税込））及びコンシェルジュへの報酬（30,000円×3名）を含むこと。

(1) 「車いすレンタル制度」の運営業務

ア 発注者への実績報告やレンタル拠点との連絡調整等の事務局業務

イ 制度の周知チラシやレンタル拠点に掲出するPRツール、ホームページの作成等、広報ツールの作成業務

ウ 新たなエリアにおけるレンタル拠点の開設に向けた協力依頼

(2) 「京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ制度」に係る事務局業務

ア コンシェルジュとの連絡調整、相談内容の把握・分析及び制度広報

イ ホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」に投稿される質問への回答

ウ コンシェルジュへの報酬の支給

(3) ホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」の管理・運営業務

ア 既存バリアフリー情報の更新業務

イ 閲覧者にとって見やすく、探している情報が発見しやすいホームページの更新業務

(4) 講習会の実施

ユニバーサルツーリズムに関する講習会の開催（1回以上）

なお、講習会では、手話に関する紹介も行うこと。

(5) その他、事業の推進につながる企画提案

6 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、発注者の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。